

「クリーンウッド」利用推進事業

【150百万円】

対策のポイント

来年5月の「クリーンウッド法」施行に向け、登録業務実施体制整備や運用開始のための広報、生産国の木材流通等に関する情報収集などに取り組みます。

<背景／課題>

- ・TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されました。また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が制定されました。
- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、法律の施行に向けて、体制整備や広報、情報収集等を集中的に行う必要があります。

政策目標

「クリーンウッド法」の登録木材関連事業者数
(13,000業者（平成32年度）)

<主な内容>

1. 「クリーンウッド法」の施行に向けた体制整備、広報 100百万円

(1) 登録業務実施体制の整備

登録実施機関が木材関連事業者の登録を行うために必要なマニュアル等の整備や登録実施機関に関する説明会等を実施します。

(2) 「クリーンウッド法」の運用開始に関する集中的な広報

「クリーンウッド法」の運用開始により、全ての事業者に合法伐採木材等の利用の努力義務が課せられることから、消費者や事業者に対して、「クリーンウッド法」の規定や、その趣旨・目的等について、幅広く広報を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 生産国における現地情報の収集 50百万円

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集します。

（委託費）
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：
林野庁木材利用課木材貿易対策室 （03-3502-8063））

「クリーンウッド」利用推進事業

平成28年度補正予算要求額
150百万円（委託）

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の施行を控え、制度の立ち上げにあたり①登録実施機関による登録実施体制の急速な整備、②海外における木材の生産・流通に関する現地情報の集中的な蓄積、③法の運用開始に関する集中的な広報を実施。

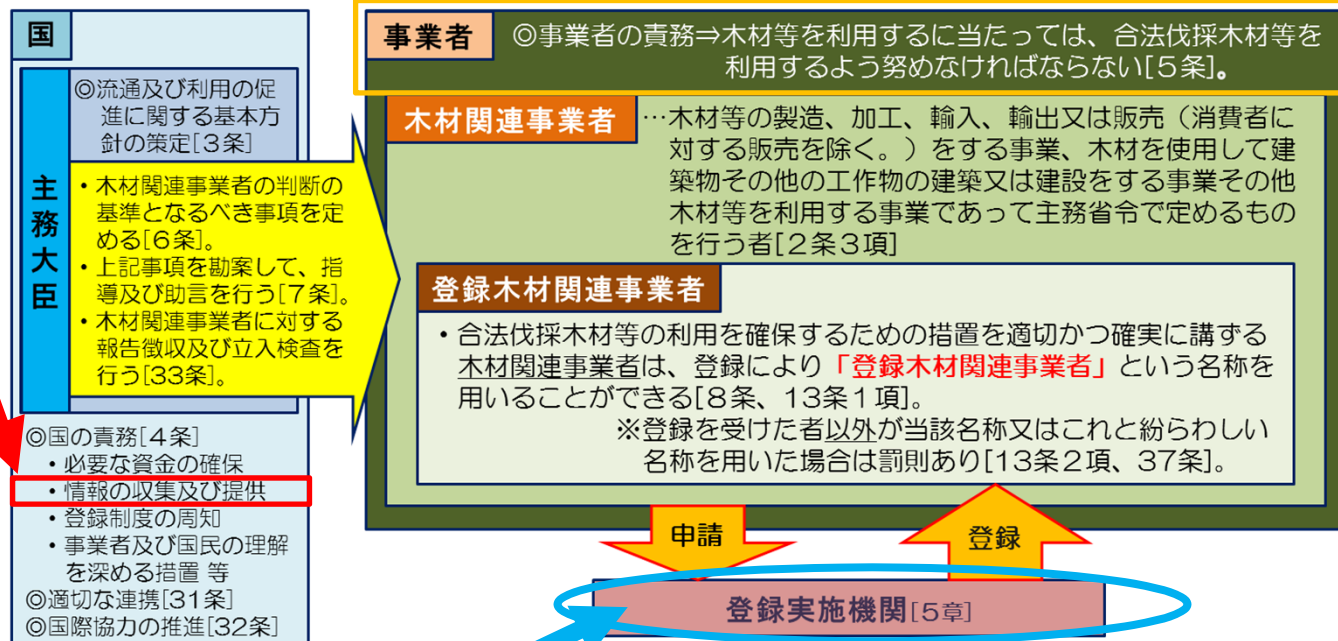
●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと規定事項

現地情報の収集

○木材関連事業者が取り扱う木材の合法性を適切に管理することを可能にするため、生産国における木材の流通や関連法令等に関する基礎的な情報を短期的・集中的に収集。

法の運用開始に関する集中的な広報

○全ての事業者には合法伐採木材等の利用の努力義務が課せられることから、消費者や事業者に対して、クリーンウッド法の規定や、その趣旨・目的等について、幅広く広報を実施。



登録業務実施体制の整備

○登録実施機関が木材関連事業者の登録を行うために必要なマニュアル等の整備や登録実施機関に関する説明会等を開催。